

## (5) 自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の基準について

○ 一般乗合・一般貸切・一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準（抄）

違反行為		基準	
適用条項	事項	初違反	再違反
道路運送法第29条	自動車事故報告規則で規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運輸規則第45条各号列記以外の部分（道路運送車両法（以下、「車両法」という。）第40～43条、第47条）	点検整備関係義務違反 整備不良車両 ①整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。） ②不正改造のもの ③NOx・PM法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施（1台の車両の1月の未実施回数） ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	※処分基準による。（事業停止又は取消し）	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任（変更）の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第45条第1号（車両法第48条）	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施（注1）（注3）（1台の車両の1年間の未実施回数） ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施（注2）（注3） 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。		
運輸規則第45条各第2号（車両法第49条）	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 記載（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿） ①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚 2 記録不適切 3. 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿） ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車

○ 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準（抄）

適用条項	違反行為	基準	
		初違反	再違反
貨物自動車運送事業法第24条	自動車事故報告規則で規定する事故の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
安全規則第13条本文関係（道路運送車両法（以下、「車両法」という。）第40～43条、第47条）	点検整備違反 整備不良車両等 ①整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。） ②不正改造のもの（速度抑制装置又は速度制限（NR）装置の機能不良を故意に放置したものを含める。） ③NOx・PM法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日×違反車両数 40日×違反車両数 40日×違反車両数
（車両法第47条の2）	日常点検の未実施（1台の車両の1月の未実施回数） ①未実施回数6回未満 ②未実施回数6回以上15回未満 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
（車両法第50条第1項）	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	※処分基準による（事業停止又は取消し）	
（車両法第50条第2項）	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
（車両法第52条）	整備管理者選任（変更）の未届出、虚偽届出 ①選任（変更）の未届出に係るもの ②虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
（車両法第53条）	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
（車両法第58条第1項）	無車検運行	60日×違反車両数	120日×違反車両数
（車両法第66条第1項）	自動車検査証の備え付け	警告	10日車
安全規則第13条第1号（車両法第48条）	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施（注1）（注3）（1台の車両の1年間の未実施回数） ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施（注2）（注3） 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	（注1） 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 （注2） 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 （注3） 3に該当する場合を除く。		
安全規則第13条第2号（車両法第49条）	点検整備等記録簿等の記載違反等 1. 未記載（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿） ①未記載・記載不適切3枚以下 ②未記載・記載不適切4枚 2. 記載不適切 3. 記録の改ざん・不実記載 4. 記録の保存（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿） ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
安全規則第14条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
安全規則第15条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車